

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 機能強化加算
- 外来感染対策向上加算
- 医療DX推進体制整備加算
- 時間外対応加算3
- 地域包括診療加算

(2025年2月25日時点)

届出内容補足

■医療情報取得加算について

- (1) オンライン資格確認を行う体制を有していること。
- (2) 受診歴、薬剤情報、特定検診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと。

■一般名処方加算について

- (1) 医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を十分に説明すること。

■地域包括診療加算について

- (1) 健康相談及び予防接種に係る相談を実施していること。
- (2) 介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応することが可能であること。
- (3) 状態に応じ、28日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することが可能であること。

■医療 DX 推進体制整備加算について

- (1) オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施していること。
- (2) マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいること。
- (3) 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取組を実施していること。(今後導入予定)